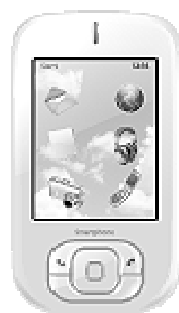


注意・警戒情報

スマートフォンを契約するアルバイト！？
バイト料はもらったけど、後で高額請求が！

友人から「スマートフォンを契約し、依頼者に渡すと7万円もらえる」とアルバイトの誘いがあり、2台契約して端末を渡したところ、アルバイト料はもらえたが、後日、携帯電話会社から**高額な通信料の請求**が届いた。（大学生の事例）



アドバイス

- ◆ 「携帯電話を契約するだけでお金がもらえる」という、うまい話はありません。
- ◆ 携帯電話会社に無断で、携帯電話を他人へ譲り渡すことは、法律で禁止されています。
- ◆ 携帯電話の料金は、通常、契約者に請求がきます。
- ◆ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や出会い系サイトで知り合った人から誘われる場合もあります。
- ◆ 渡した携帯電話が、振り込め詐欺などの犯罪に利用されることもあります。
- ◆ 「最新のスマートフォンを安く買ってあげる」という手口もあるので、身分証明書を他人に渡したりしてはいけません。

ケータイを 買って譲って トラブルに！

消費生活相談は

消費者ホットライン

ゼロゴーナナゼロ 守ろうよ みんなを！

☎ 0570-064-370

（身近な消費生活相談窓口につながります。）

困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう